

【別表3】

NDA A保証書基準

2025.11.27改正

①	保証書未着の受付は、事務局より書類発送後10日間とし、未着を受付してから発送及び再交付の期限は2週間とし、その時点でも対応できない場合は値引き処理とする。										
②	出品車両の中に入れたままで紛失した場合は、出品社の責任としクレームとする。										
③	保証書とは、新車登録時の販売店名、車両情報の記載があり、かつ販売店の印鑑の捺印があるものとする。(販売店のシールでも可)										
④	<p>保証書は、メーカーが規定する保証期間とし、メーカーが規定する保証期間車両についてはキャンセル、又は下記の値引き処理とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新車登録（保証書登録）</th> <th>値引き額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当年～1年落ち</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>1年～2年落ち</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>2年～3年落ち</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>3年～5年落ち</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 尚、保証期間経過車両については、有無の記載違いとして値引き1万円の処理とする。 ※ 新車登録5年以内の車両でキャンセルの場合は、ノーペナルティとする。</p>	新車登録（保証書登録）	値引き額	当年～1年落ち	5万円	1年～2年落ち	4万円	2年～3年落ち	3万円	3年～5年落ち	2万円
新車登録（保証書登録）	値引き額										
当年～1年落ち	5万円										
1年～2年落ち	4万円										
2年～3年落ち	3万円										
3年～5年落ち	2万円										